

本方針は、人権尊重の理念に基づき、中幡小学校のすべての児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめの根絶を目的に策定しました。

1 いじめ防止にむけての基本姿勢

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

（いじめ防止対策推進法 平成25年9月）

いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることから、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が校長のリーダーシップの下、適切かつ迅速に組織として対応するため、いじめに対する認識を全教職員で共有します。

また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。これらの基本方針については、学校便りや学校ホームページ、保護者会等で周知できるようにします。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー等からなるいじめ防止等の対策のための校内組織「中幡小学校いじめ対策委員会」を設置します。そして、それぞれの役割を遂行し、定期的にいじめ防止等の対策における会議を設定、開催します。また、いじめに関する校内研修を年3回以上実施し、教職員の対応力向上を図ります。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組（別表）

4 教育委員会や関係機関との連携

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの事態が発生した場合は、いじめの「重大事態」として速やかに教育委員会に報告します。
- ② いじめにより心身に著しい被害が生じた場合は、渋谷区教育センター、渋谷区子ども家庭支援センター、東京都児童相談センター等、関係機関と連携して対応します。
- ③ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる場合は、代々木警察署と連携して対処します。

上記のように、「重大事態」の定義に当てはまる事態が発生した際には速やかに対応します。

5 保護者への連絡と支援、助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実関係により判明した事案に関する情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者に適切に提供します。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11・35条及びいじめ防止対策推進法第25・26条等の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。ただし、いじめには様々な要因があり、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為を理解、反省し、健全な人間関係を育むことができるように促します。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取組について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ改善を行います。

別表「いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取組」

1 学校全体としての取組

		児童に関わること	保護者との連携・依頼 その他	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○全教育活動を通した人権教育の充実 ○道徳の時間の指導の充実による正しい判断力の育成 ○いじめに関する授業を全学級で年間3回以上実施 ○「SOSの出し方に関する教育」に関する授業をいずれかの学年で年間1回以上実施 ○コミュニケーション能力の育成による、よりよい学級・学校での人間関係づくりの推進、特別活動での主体的な活動の充実 ○安心できる学校・学級づくりと豊かな体験活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○何でも話せる親子関係の構築 ○友達のよいところを見付ける目 ○家庭、学校、社会のルールへの尊重と携帯電話、インターネット、ゲーム等の情報機器の使用の約束づくり ○保護者同士のよりよい人間関係 ○いじめに関する教職員の校内研修を年間3回以上実施 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れている児童への声掛け ○日々の友達関係の悩みを担任に相談する学級づくり ○SC等を含めた教職員全員での教育相談体制の充実 ○年間3回以上のいじめアンケートの実施、個別面談等での情報提供 ○児童の作品や持ち物等へのいたづらの早期発見対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○持ち物・服装の汚れや破損・紛失、けがのチェック ○日常的な子供との会話の中で気になることに気付く目 ○学校の話をしたがらなくなる子供への対応と学校へ行きたがらなくなる子供への対応等→学校への情報提供 	
いじめの事実確認		<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ対策委員会」における情報共有と対応方針を検討 ○教職員が役割分担し、聞き取りやアンケート等による事実確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校で把握した事実と今後の対応方針を関係保護者と共有 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	被害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる身体的・精神的な被害状況の把握とSC等による適切な初期対応 ○被害を継続させない全教職員による体制づくりの確認 ○いじめの原因や背景の調査・改善による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守る姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取っていく ○いじめの問題解決に向けた学校の方針・取組への理解を求め、協力してもらう
		加害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○やったことの実事確認と「いじめは絶対にいけない」という強い指導に基づく反省と謝罪 ○いじめの原因や背景の調査・改善による根本的解決 ○関係機関(警察、児童相談センター等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える ○事実を冷静に受け止め、わが子の言い分を聞く ○被害児童への誠意ある謝罪等の対応の必要性を、学校から伝える
	暴力を伴わないいじめ	被害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる身体的・精神的な被害状況の把握とSC等による適切な初期対応 ○被害を継続させない全教職員による体制づくりの確認 ○いじめの原因や背景の調査・改善による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守る姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取っていく ○いじめの問題解決に向けた学校の方針・取組への理解を求め、協力してもらう
		加害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○やったことの実事確認と「いじめは絶対にいけない」という強い指導に基づく反省と謝罪 ○いじめの原因や背景の調査・改善による根本的解決 ○関係機関(警察、児童相談センター等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える ○事実を冷静に受け止め、わが子の言い分を聞く ○被害児童への誠意ある謝罪等の対応の必要性を、学校から伝える
	行為が明確でないいじめ	被害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の心情を聞き取り、学校は「いじめから全力で守っていく」ことを約束する ○被害を継続させない全教職員による体制づくりの確認 ○いじめの原因や背景の調査・改善による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守る姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取っていく ○いじめの問題解決に向けた学校の方針・取組への理解を求め、協力してもらう
		加害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめは絶対に許されない」という毅然とした指導で、関係する児童に事実確認を行う ○いじめの理由や背景を把握し、根本的解決を図る ○SCや全教職員による継続しいじめ防止体制を築く 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える ○事実を冷静に受け止め、わが子の言い分を聞く ○事実確認後、被害児童への謝罪等の対応を伝える
直接関係がない児童等への対応		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを傍観していることは、いじめをしていることと同じであることを強く指導する ○友達に流されず、正しい判断をして、自分の意思で正しい行動ができることの大切さを指導する ○いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童を、学校はいじめから全力で守る 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の子供が関わっていなくとも、いじめに関わる情報があった場合は、学校に連絡する ○どんな場合でも、いじめる側や傍観者にならない強い意志を育てていく 	

2 家庭や地域との連携

各家庭での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の子供に関心を持ち、子供のストレスや不安に早期に気付くことのできる親であること ○よいこと、悪いことに正面から対応し、毅然とした態度で接する親であること ○子供と日常的、積極的に会話をし、今の悩みや将来の夢を素直に話し合える親であること ○自分がされたくないことは人にもしないという、相手の立場を大切にすることをしっかり教える親であること
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域の中で子供は育つ」ことを再確認し、町会や各種関係団体と連携し、地域の教育力を高めていく ○子供たちへの積極的な挨拶・声掛けの励行 ○地域行事への子供たちの積極的な参加を保護者にも呼び掛ける ○気になる子供の言動を、すぐに学校に情報提供できる体制を醸成する